

横 浜 市

杉田駅・新杉田駅周辺地区

バリアフリー基本構想

# 目 次

<b>I</b>	<b>バリアフリー基本構想の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
I-1	基本構想策定の背景と目的 .....	1
I-2	基本構想の位置づけ .....	2
I-3	バリアフリー法について .....	3
	(1) 市町村による基本構想の作成 .....	3
	(2) 基本構想に基づく事業の実施 .....	4
I-4	対象者の特性と配慮すべき事項 .....	5
I-5	バリアフリー基本構想の検討体制 .....	9
	(1) 検討体制 .....	9
	(2) 地区部会の参加団体 .....	10
	(3) バリアフリー基本構想検討の流れ .....	11
<b>II</b>	<b>杉田駅・新杉田駅周辺地区の概況</b> .....	<b>12</b>
II-1	位置及び特性 .....	12
II-2	人口 .....	13
	(1) 人口の推移と高齢化率の状況 .....	13
	(2) 障害者数の推移 .....	14
II-3	公共交通 .....	15
	(1) 鉄道 .....	15
	(2) バス .....	20
II-4	施設の分布状況 .....	22
<b>III</b>	<b>重点整備地区の設定</b> .....	<b>24</b>
	(1) 生活関連施設の選定 .....	24
	(2) 生活関連経路の設定 .....	24
	(3) 重点整備地区の範囲設定 .....	24

<b>IV 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題</b> .....	<b>28</b>
(1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題.....	28
(2) 道路等のバリアフリーに関する課題.....	28
(3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題.....	28
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題.....	28
<b>V 杉田駅・新杉田駅周辺地区のバリアフリー化のための事業</b> .....	<b>29</b>
V-1 事業の基本的な考え方.....	29
(1) 鉄道駅等のバリアフリー化.....	29
(2) 道路等のバリアフリー化.....	30
(3) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	32
V-2 特定事業.....	33
(1) 公共交通特定事業.....	36
(2) 道路特定事業.....	38
(3) 交通安全特定事業.....	41
(4) 建築物特定事業.....	42
(5) 都市公園特定事業.....	43
(6) その他の特定事業.....	44
V-3 その他配慮を要する事項.....	47
(1) 新境橋交差点のバリアフリー化について.....	47
(2) 建築物のバリアフリー.....	47
(3) 横断歩道の安全対策について.....	47
<b>VI 基本構想策定後の事業推進にあたって</b> .....	<b>48</b>
(1) 特定事業の実施について.....	48
(2) 事業の進捗管理及び事業の評価について.....	48
(3) 進捗状況及び事業内容の広報について.....	48
(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて....	48

#### 資料編

- (1) まちあるき点検ワークショップ
- (2) バリアフリーに関する情報募集
- (3) バリアフリーに対する意見のまとめ

# Ⅰ バリアフリー基本構想の策定にあたって

## Ⅰ-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成18年6月に制定された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画においても、まちのバリアフリー化を推進することが掲げられている。

これらの背景のもと、これまで横浜市では、14地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢八景駅・金沢文庫駅、いずみ中央駅・立場駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

以上のことを踏まえ、磯子区の中心的地域として公共施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している杉田駅・新杉田駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

## 1-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

<p><b>バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」</b></p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</li> </ul>	<p><b>横浜市福祉のまちづくり条例</b></p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定める。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p><b>バリアフリー基本構想 杉田駅・新杉田駅周辺地区</b></p> <hr/> <p>【バリアフリー新法第二十五条第一項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図 1-1 基本構想の位置づけ

## 1-3 バリアフリー法について

### (1) 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

#### ○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

#### ○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

#### ○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

#### ※用語の定義

##### 『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

##### 『生活関連施設』

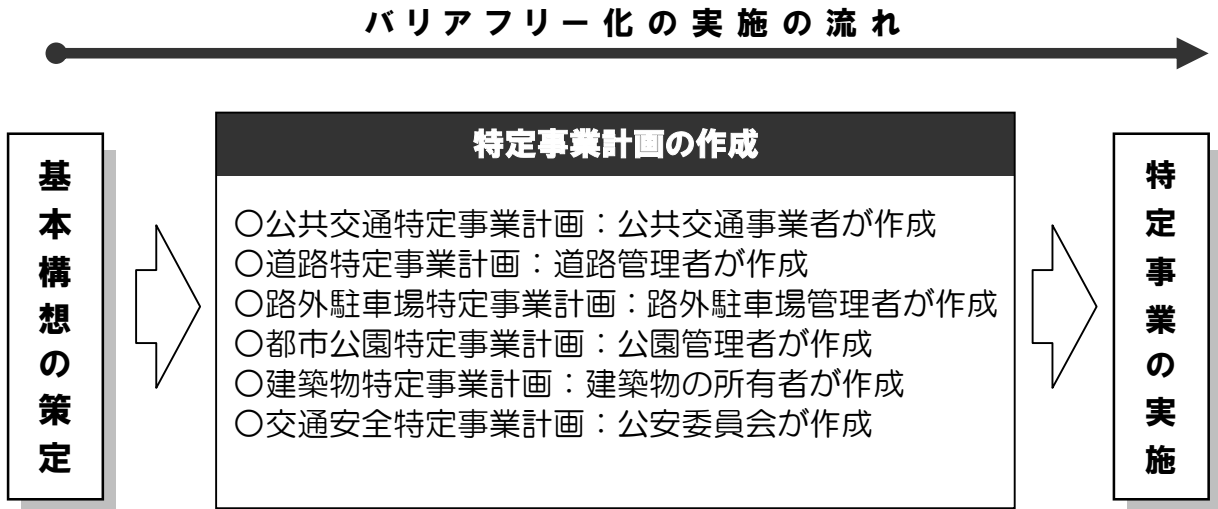
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

##### 『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

## (2) 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。



### ◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

- ・歩道の平坦性の確保、勾配の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ・階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）
- ・よく利用する施設への案内・サインの充実
- ・トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実
- ・マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進など

#### 1-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1-1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"><li>• 車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。</li><li>• 路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。</li><li>• 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。</li><li>• 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。</li><li>• 扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。</li><li>• 車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。</li><li>• カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。</li><li>• 車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。</li><li>• 電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。</li></ul>



区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。</li> <li>• わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つますきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>• 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>• 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。</li> <li>• ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。</li> <li>• 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• つますきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>• 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>• 足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。</li> <li>• 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。</li> <li>• シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li> <li>• 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。</li> <li>• 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。</li> <li>• サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。</li> <li>• 視認性に配慮した照明計画が必要である。</li> </ul>
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。</li> </ul>
子ども連れ (乳幼児連れや ベビーカー使用 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li> <li>• おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。</li> <li>• 乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
一時的な移動制 約者 (妊産婦やけが 人など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。</li> <li>• 妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。</li> <li>• 松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。</li> </ul>

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。</li> <li>• 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。</li> <li>• 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。</li> <li>• 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。</li> <li>• 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。</li> <li>• 弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。</li> <li>• 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。</li> <li>• 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。</li> <li>• 視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。</li> </ul>
知的障害者・ 発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。</li> <li>• 機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。</li> <li>• 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。</li> <li>• コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。</li> <li>• 図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。</li> <li>• 図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> </ul>

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
<p>上肢障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。</li> <li>• 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。</li> <li>• 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。</li> <li>• 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。</li> <li>• スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。</li> </ul>
<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リラックスできる環境づくりに配慮する。</li> <li>• 休憩できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
<p>内部障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。</li> <li>• 腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。</li> <li>• ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。</li> </ul>

【参考文献】

- 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市健康福祉局、平成 10 年 3 月）
- 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市健康福祉局、平成 17 年 3 月）
- 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー増補版(平成 20 年 4 月 1 日改正対応版)  
（横浜市健康福祉局、平成 20 年 3 月）
- みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 22 年 3 月）
- 公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン  
（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- 交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 9 月）
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
（国土交通省、平成 25 年 10 月）
- 高齢者の住まいと交通 [復刻版]（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

## 1-5 バリアフリー基本構想の検討体制

### (1) 検討体制

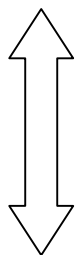
基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、以下に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行う。

#### **横浜市福祉のまちづくり推進会議**

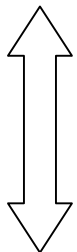
＜条例に基づく付属機関＞

福祉のまちづくりの推進に関する  
基本的事項を調査・審議する。



検討状況の報告等

**横浜市バリアフリー検討協議会**  
基本構想に係る総合的な検討を行い、  
専門的見地からの意見を聴取する。



検討状況の報告等

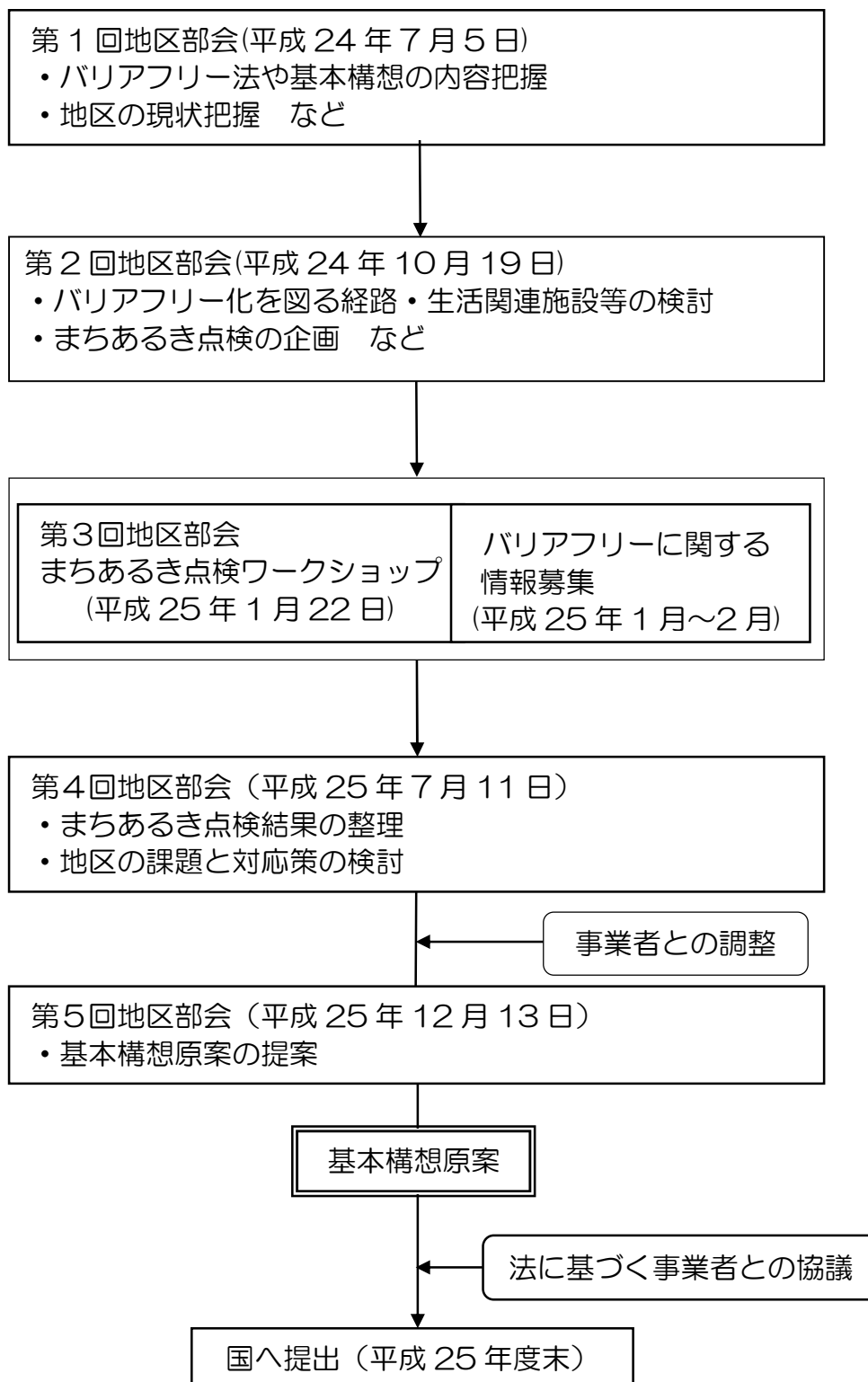
**重点整備地区毎の地区部会**  
各地区の基本構想に関する具体的な検討を行い、  
意見を聴取する。

図 1-2 横浜市における基本構想の検討体制

## (2) 地区部会の参加団体

東洋大学
社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会
横浜市新杉田地域ケアプラザ
横浜市南部地域療育センター
いそご地域活動ホーム いぶぎ
磯子区肢体障害者福祉協会
磯子区視覚障害者福祉協会
磯子区聴力障害者福祉協会
杉田町北部自治会（杉田地区連合町内会）
杉田町西部町内会（杉田地区連合町内会）
杉田南部自治会（杉田地区連合町内会）
中原自治会（屏風ヶ浦地区連合町内会）
杉田商店街
プララ都市開発株式会社
新杉田都市開発株式会社
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部
京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部計画営業部
株式会社横浜シーサイドライン 運輸部
神奈川県磯子警察署
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所
道路局道路部施設課
健康福祉局地域福祉保健部 福祉保健課
磯子区福祉保健センター 福祉保健課
磯子土木事務所
磯子区総務部 区政推進課
道路局計画調整部企画課

### (3) バリアフリー基本構想検討の流れ



## II 杉田駅・新杉田駅周辺地区の概況

### II-1 位置及び特性

杉田駅・新杉田駅周辺地区は、横浜市の東南部、磯子区のほぼ中央に位置している。地区には JR 根岸線新杉田駅、金沢シーサイドライン新杉田駅、京急本線杉田駅の 3 路線 3 駅がある。鉄道、バスのターミナル駅になっている他、新杉田駅及び杉田駅の周辺には地区センター・スポーツセンター等の文化施設、地域ケアプラザ等の福祉施設、行政サービスコーナー等の行政施設、その他商業施設等が集積する区南部の拠点となっており、2 駅の間には杉田商店街が位置している。

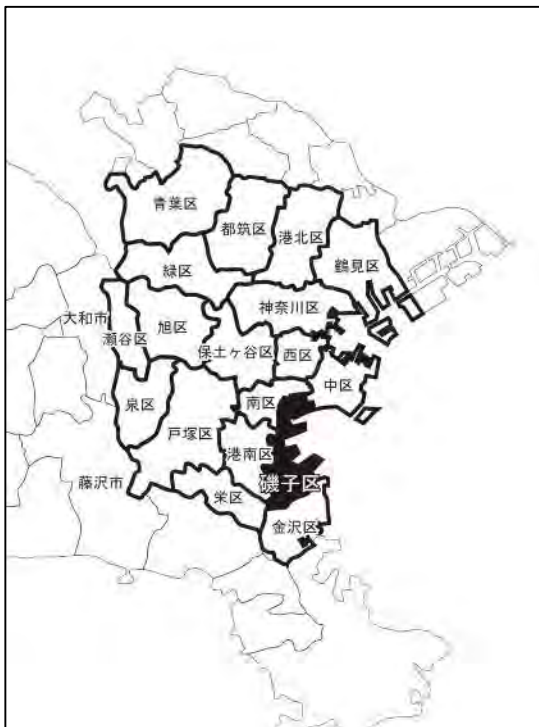


図 2-1 磯子区的位置

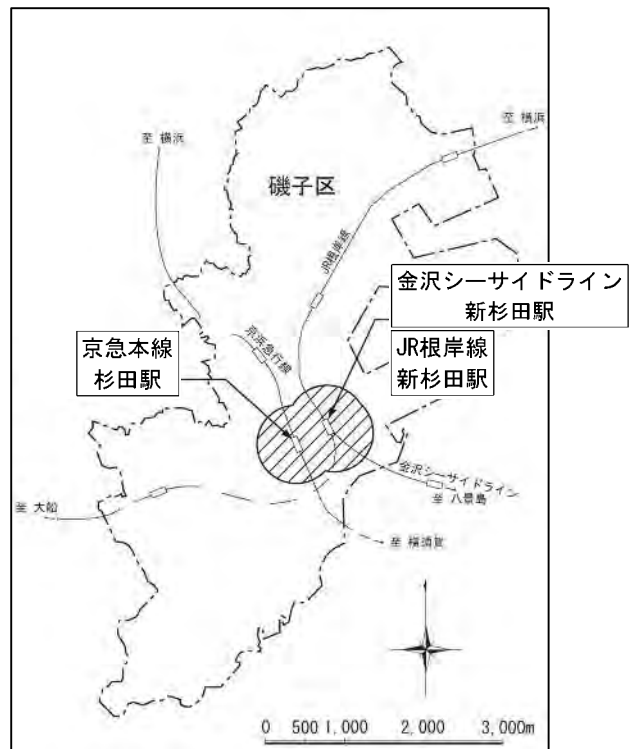
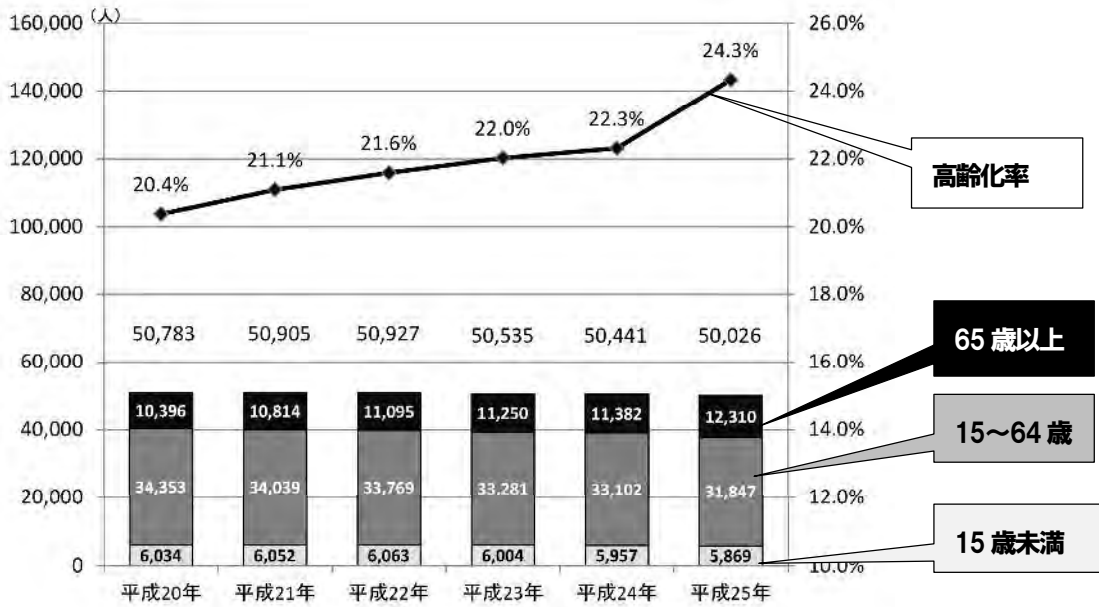


図 2-2 杉田駅・新杉田駅周辺地区の位置

## II-2 人口

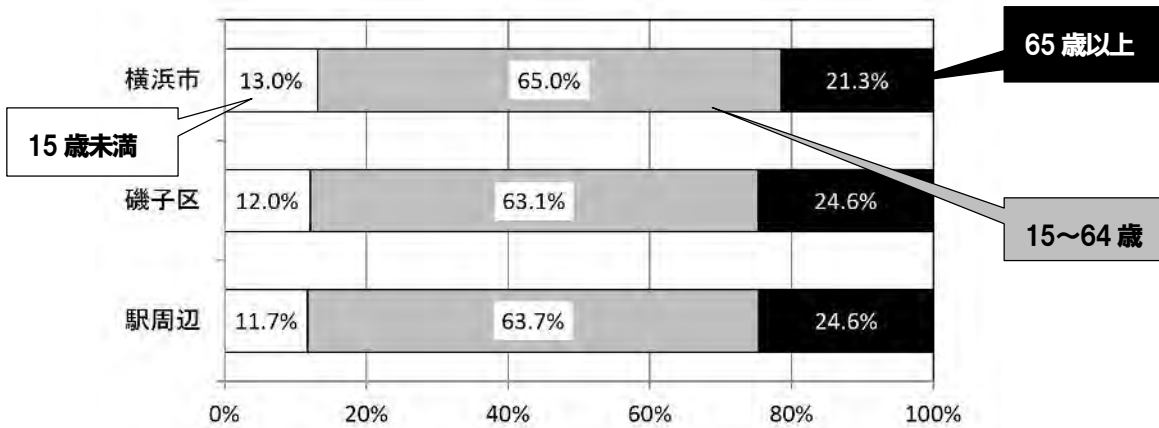
### (1) 人口の推移と高齢化率の状況

杉田駅・新杉田駅周辺地区<sup>(※)</sup>の人口は、平成25年9月現在50,026人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は12,310人、高齢化率は24.3%である。人口の増減は、ほぼ横ばいであるが、高齢化率は平成20年の20.4%から3.9ポイント上昇しており、駅周辺地区の高齢化が顕著となってきている。



資料：横浜統計（平成20～24年3月31日現在、平成25年については9月現在）

図2-3 杉田駅・新杉田駅周辺地区の人口推移



資料：横浜統計（平成25年1月1日現在）

図2-4 杉田駅・新杉田駅周辺地区の人口推移

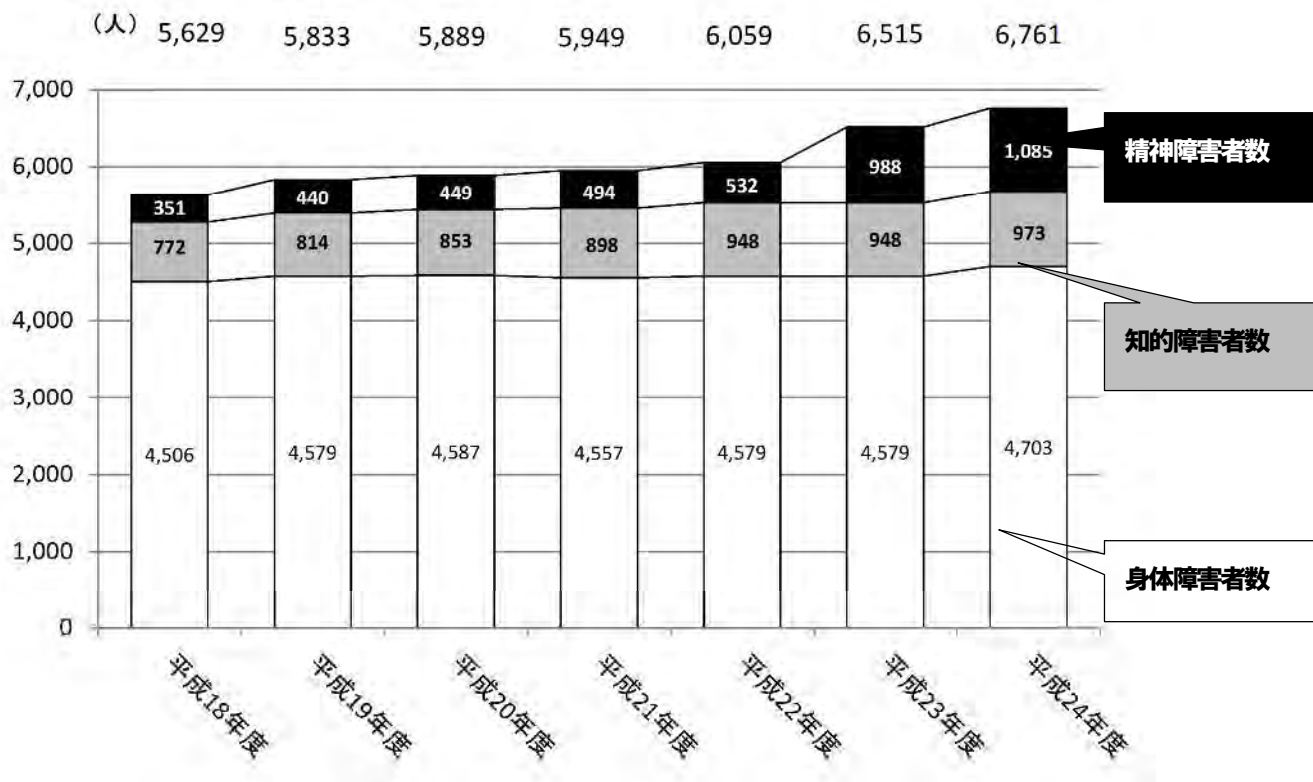
※ 杉田駅・新杉田駅周辺地区とは、各駅（JR新杉田駅、金沢シーサイドライン新杉田駅、京急本線杉田駅）から概ね1kmの範囲とし、地区の人口はその範囲に含まれる中原一丁目、中原二丁目、中原三丁目、中原四丁目、田中一丁目、田中二丁目、杉田一丁目、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田四丁目、杉田五丁目、杉田六丁目、杉田七丁目、杉田八丁目、栗木一丁目、栗木二丁目、栗木三丁目、森三丁目、森六丁目、杉田坪呑、上中里町、新杉田町、新中原町の人口合計値とする。ただし、新中原町については町のほぼ全域が企業の敷地で占められ、人口・世帯数はごく少数であるため公開されていない。



## (2) 障害者数の推移

磯子区の障害者数は年々微増しており、平成24年3月末現在では身体障害者が4,703人、知的障害者が973人、精神障害者が1,085人である。

なお、身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況からそれぞれ人数を算出している。



資料：横浜市統計（平成24年3月末現在）

図2-5 磯子区障害者数の推移

## II-3 公共交通

### (1) 鉄道

杉田駅・新杉田駅周辺地区には、JR 根岸線新杉田駅、金沢シーサイドライン新杉田駅、京急本線杉田駅の3路線3駅がある。

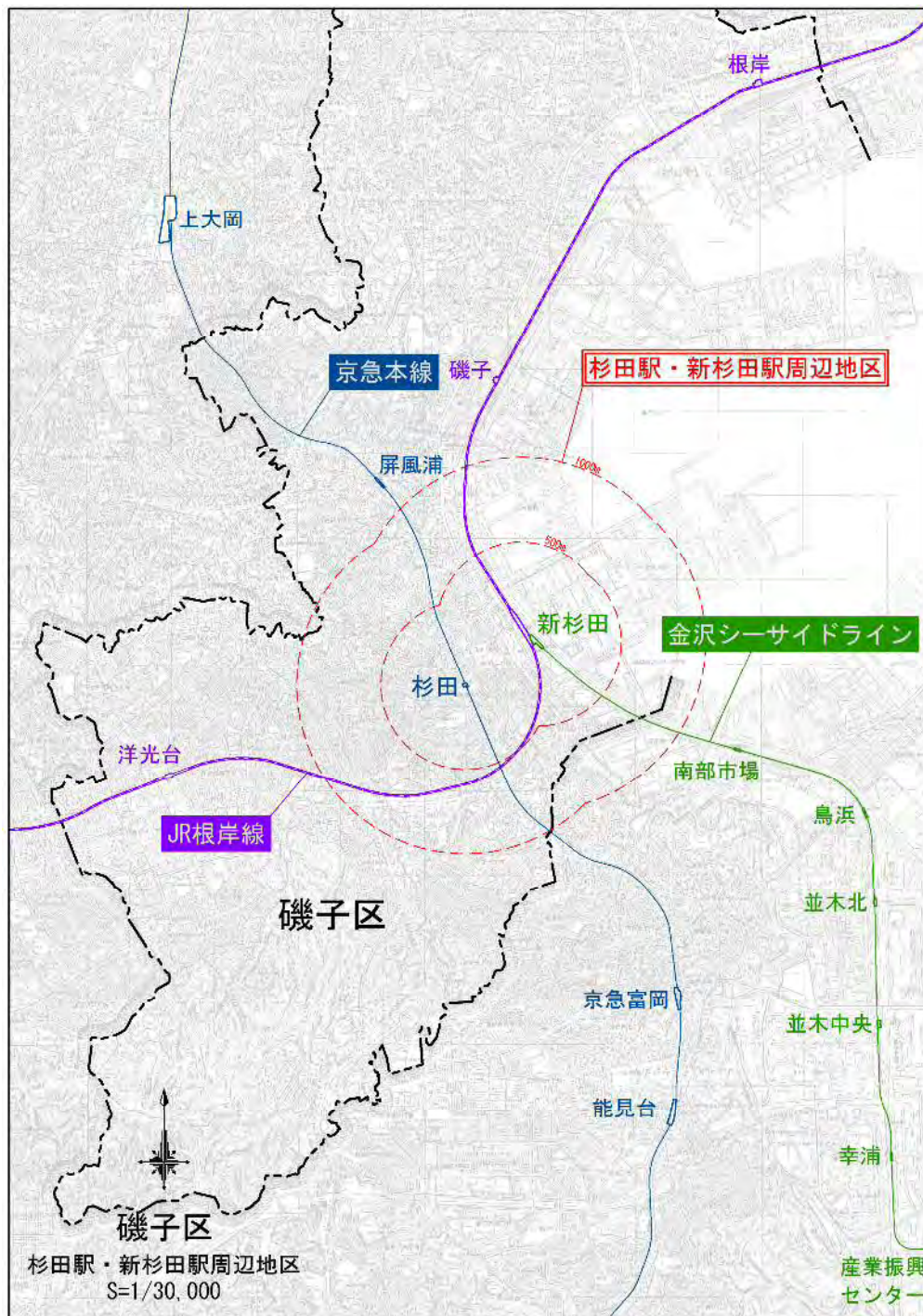
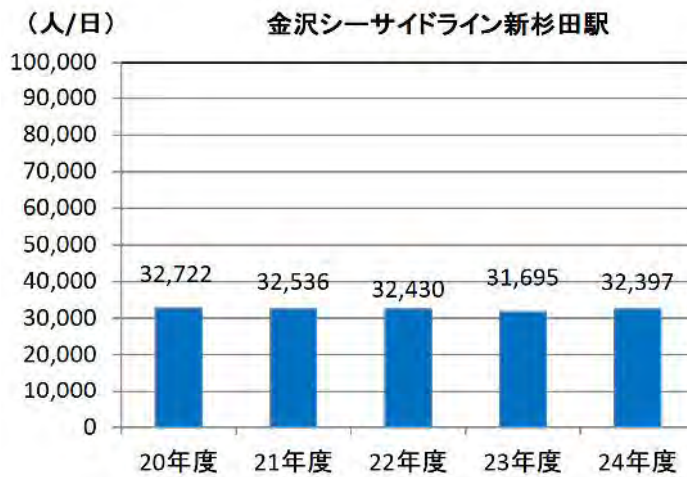


図 2-6 磯子区周辺路線図

杉田駅・新杉田駅周辺地区の3駅の一日平均乗降客数は、JR 根岸線新杉田駅が74,210人/日<sup>(※1)</sup> (平成24年度)、金沢シーサイドライン新杉田駅が32,397人/日 (平成24年度)、京急本線杉田駅が33,430人/日 (平成24年度) となっている。平成20年度からの一日平均乗降客数の推移を見ると、JR 根岸線新杉田駅で74,844人/日<sup>(※1)</sup> から0.9%減少、金沢シーサイドライン新杉田駅で32,492人/日<sup>(※2)</sup> から0.3%減少、京急本線杉田駅で33,983人/日から1.7%減少となっている。



資料：横浜市統計ポータルサイト

**図 2-7 JR 新杉田駅・金沢シーサイドライン新杉田駅・京急本線杉田駅の  
一日平均乗降客数の推移**

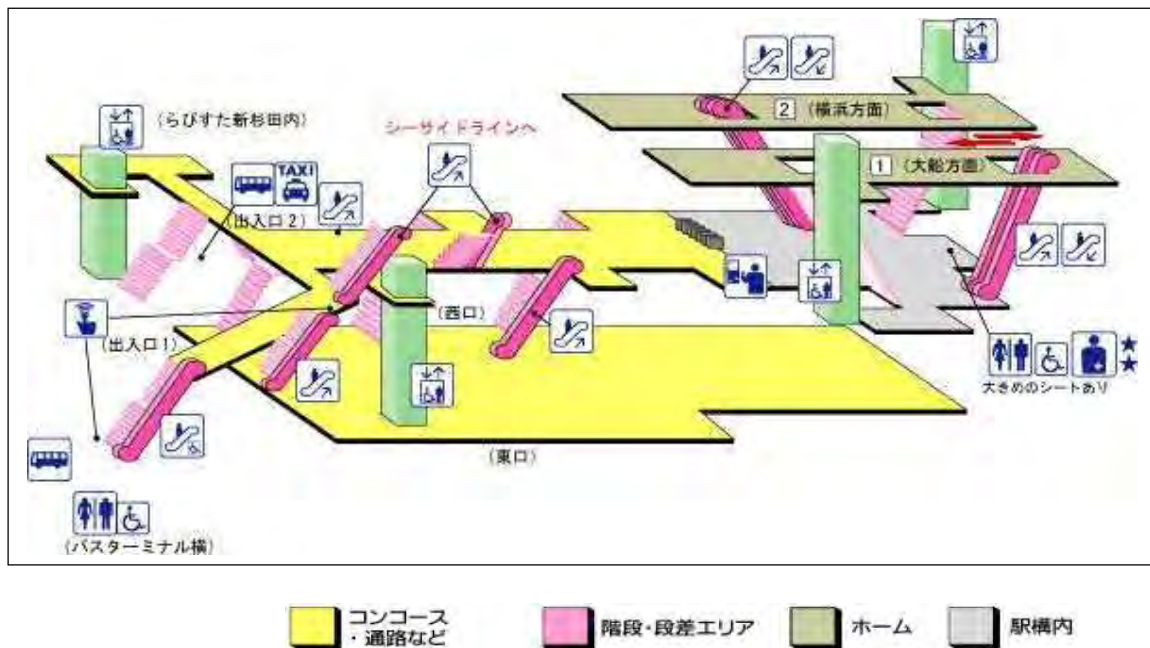
※1 JR 根岸線は降車人員が不明のため、乗降客数は乗車人員を 2 倍した数値とする。

※2 金沢シーサイドラインは平成 20 年度の降車人員が不明のため、乗降客数は乗車人員を 2 倍した数値とする。



## 【JR根岸線新杉田駅のバリアフリー状況】

### ○構内図



### ○マーク説明

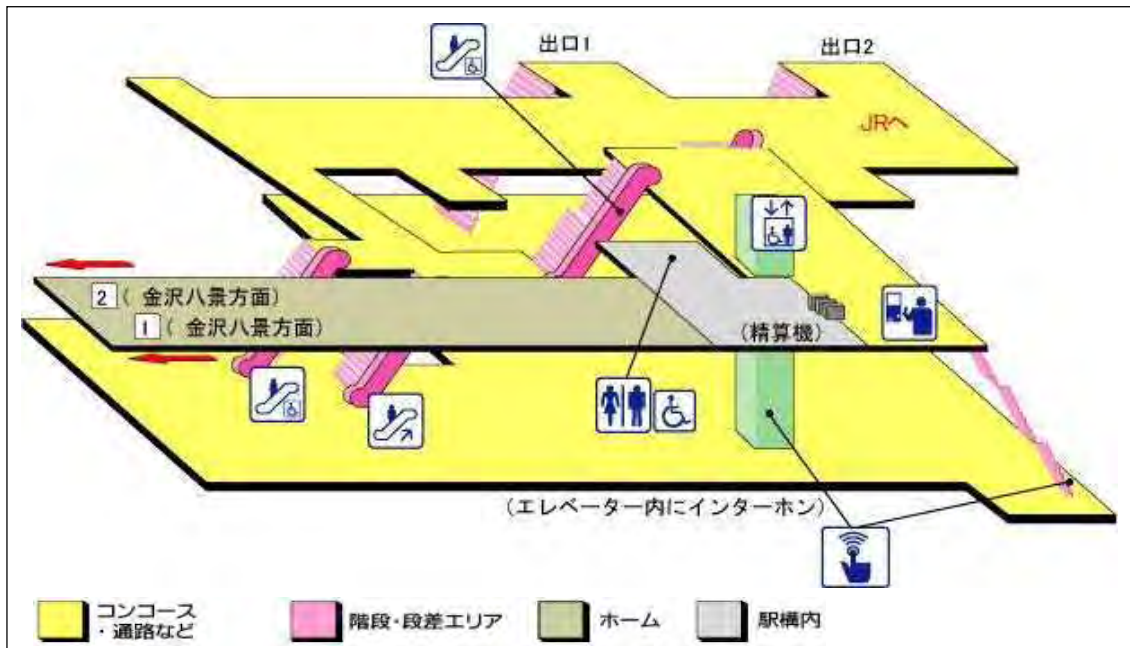
	駅事務室		駅サービスコーナー		きっぷうりば
	エレベーター		エスカレーター 矢印で上り下りを表示		休憩スペース
	お手洗い		オストメイト対応 (簡易式)		車イス対応施設
	車いすスロープ		公衆電話		コインロッカー
	バスのりば		タクシーのりば		AED(自動体外式除細動器)

出典) ヨコハマ・ふくまち.net

図 2-8 JR根岸線新杉田駅のバリアフリー状況

## 【金沢シーサイドライン新杉田駅のバリアフリー状況】

### ○構内図



### ○マーク説明

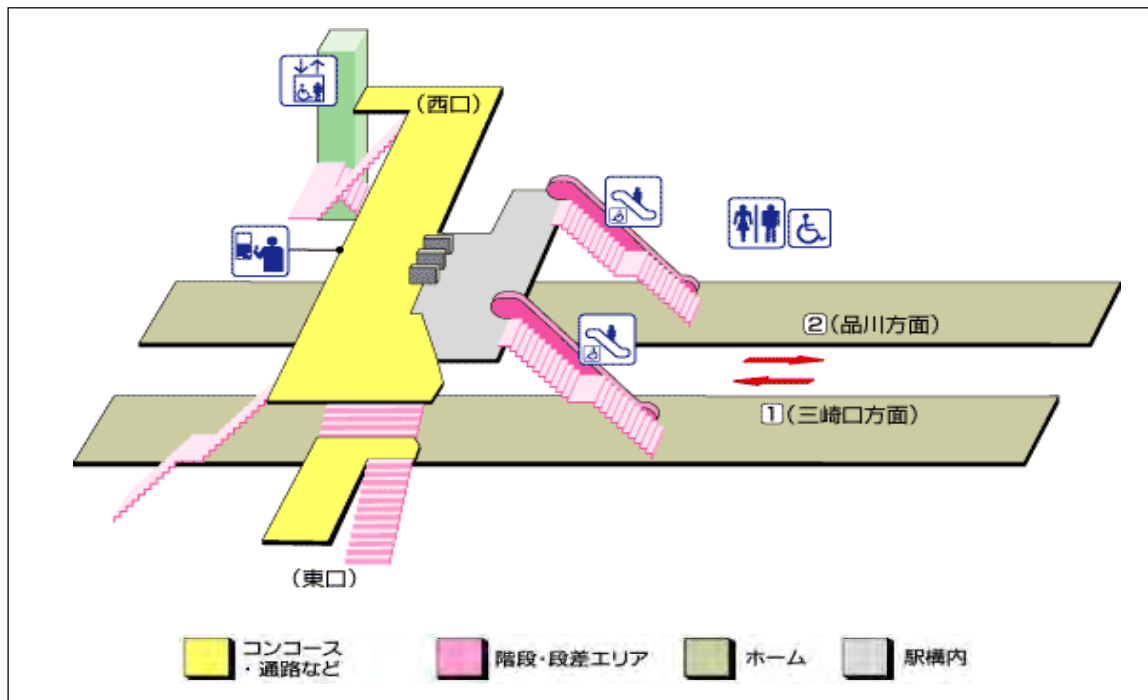
	駅事務室		駅サービスコーナー		きっぷうりば
	エレベーター		エスカレーター 矢印で上り下りを表示		休憩スペース
	お手洗い		オストメイト対応 (簡易式)		車イス対応施設
	車いすスロープ		公衆電話		コインロッカー
	バスのりば		タクシーのりば		AED(自動体外式除細動器)

出典) ヨコハマ・ふくまち.net

図 2-9 金沢シーサイドライン新杉田駅のバリアフリー状況

## 【京急本線杉田駅のバリアフリー状況】

### ○構内図



### ○マーク説明

	駅事務室		駅サービスコーナー		きっぷうりば
	エレベーター		エスカレーター 矢印で上り下りを表示		休憩スペース
	お手洗い		オストメイト対応 (簡易式)		車イス対応施設
	車いすスロープ		公衆電話		コインロッカー
	バスのりば		タクシーのりば		AED(自動体外式除細動器)

出典) ヨコハマ・ふくまち.net

図 2-10 京急本線杉田駅のバリアフリー状況

## (2) バス

杉田駅・新杉田駅周辺地区では、横浜市営バス・京浜急行バスが運行されている。横浜市営バスは、新杉田駅前広場を始点または経由する路線が4系統あり、杉田駅前を経由する路線が2系統ある。

京浜急行バスは、杉田駅、新杉田駅間を横断する国道16号上を運行する路線が4系統ある。

各社の運行状況は以下の表、及び次ページの路線図のとおりである。

(表2-1、表2-2、表2-3、図2-11)

**表2-1 新杉田駅前を経由するバス運行状況(横浜市営バス)**

系統	始点	終点	経由
横浜市営バス			
61	磯子駅前	入局管理局前	新杉田駅前・南部市場前
117	新杉田駅前	三菱金沢工場前	南部市場前・幸浦1丁目
215	新杉田駅前	一方循環	杉田台下・杉田梅林・大谷団地
294	新杉田駅前	一方循環	サブセンター前・なぎさ団地前
	新杉田駅前	富岡バスターミナル	サブセンター前・なぎさ団地前

**表2-2 杉田駅前を経由するバス運行状況(横浜市営バス)**

系統	始点	終点	経由
横浜市営バス			
10	磯子駅前	峰の郷	杉田駅・栗木町
293	磯子駅前	一方循環	杉田駅前・磯子台団地・上中里団地

**表2-3 杉田駅・新杉田駅周辺地区のその他のバス運行状況(京浜急行バス)**

系統	始点	終点	経由
京浜急行バス			
4	磯子駅	追浜車庫前	杉田・文庫・八景・追浜
	磯子駅	追浜駅	杉田・文庫・八景
	磯子駅	金沢文庫駅	杉田・富岡
	夏島	磯子駅	追浜・八景・文庫・杉田
110	横浜駅東口	杉田平和町	桜木町・浦舟町・八幡橋
	横浜駅東口	杉田	桜木町・浦舟町・八幡橋
上5	上大岡駅	杉田	森が丘・屏風ヶ浦駅
磯6	上大岡駅	杉田	屏風ヶ浦駅・磯子駅



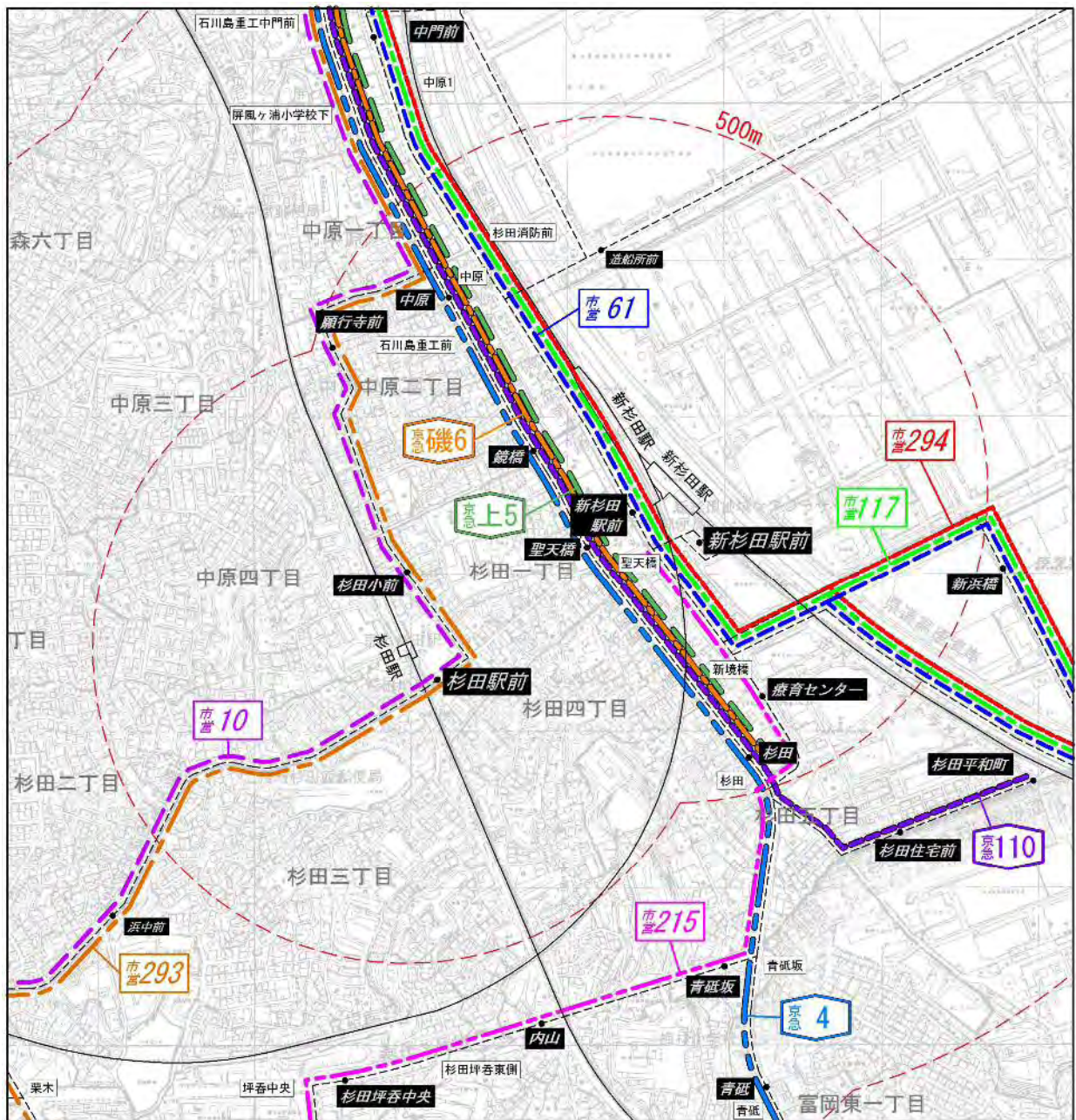


図 2-11  
 杉田駅・新杉田駅周辺のバス路線網図



## II-4 施設分布状況

JR 根岸線新杉田駅、金沢シーサイドライン新杉田駅、及び京急本線杉田駅から概ね半径 1km の範囲にある主要な施設は、表 2-4、図 2-12 に示すとおりである。

杉田駅及び新杉田駅には大型複合施設が隣接しており、商業施設や金融機関を中心とした機能が集積している。また、新杉田駅の周辺には行政サービスコーナーや杉田劇場などの公的な施設も位置している。

表 2-4 杉田駅・新杉田駅周辺の主な施設

種別	施設名称	JR新杉田	シーサイドライン新杉田	京急杉田	施設数
旅客施設・駅前広場	A JR新杉田駅	0m	0m(駅直結)	500m	5
	B シーサイドライン新杉田駅	0m(駅直結)	0m	500m	
	C 京浜急行杉田駅	500m	500m	0m	
	D 新杉田駅前広場(タクシー乗降場)	0m(駅直結)	100m	500m	
	E 新杉田駅前広場(バス乗降場)	100m	0m(駅直結)	500m	
官公庁等行政施設	F 新杉田行政サービスコーナー	100m	0m(駅直結)	500m	1
文化施設	G 磯子区民文化センター杉田劇場	0m(駅直結)	100m	400m	3
	H 杉田地区センター	500m	500m	0m(駅直結)	
	I 磯子スポーツセンター	500m	400m	600m	
福祉施設	J 新杉田地域ケアプラザ	100m	0m(駅直結)	500m	6
	K ぽこ・あ・ぽこ	100m	0m(駅直結)	500m	
	L 横浜南部就労支援センター	100m	0m(駅直結)	500m	
	M いそご地域活動ホームいぶき	600m	500m	700m	
	N 横浜市南部地域療育センター	500m	400m	500m	
	O 小規模多機能型居宅介護事業所みなみ杉田	900m	900m	600m	
商業施設	P アルカード新杉田(JR新杉田ショッピングセンター)	0m(駅直結)	0m(駅直結)	500m	4
	Q ブララ杉田(杉田駅東口再開発ビル)	500m	500m	0m(駅直結)	
	R コジマNEW新杉田店	300m	400m	500m	
	S らびすた新杉田	0m(駅直結)	100m	400m	
郵便局	T 横浜杉田郵便局	0m	100m	400m	4
	U 横浜杉田西郵便局	800m	800m	300m	
	V 横浜中原郵便局	700m	800m	800m	
	W 磯子郵便局(磯子支店)	800m	900m	1100m	
銀行・信用金庫	X みずほ銀行新杉田支店	0m(駅直結)	100m	400m	6
	Y 横浜銀行杉田支店	0m(駅直結)	100m	400m	
	Z 三浦藤沢信用金庫杉田支店	500m	500m	0m(駅直結)	
	a 湘南信用金庫杉田支店	400m	400m	100m	
	b 横浜信用金庫栗木支店	1300m	1400m	900m	
	c 中央労働金庫杉田支店	200m	300m	500m	
農協	d JA横浜杉田支店	600m	500m	100m	1
集会場・公会堂	e スペース杉田	300m	200m	400m	1
保育施設	f 杉田幼児園	500m	400m	400m	4
	g 屏風ヶ浦保育園	1000m	1100m	1100m	
	h 新杉田のびのび保育園	0m(駅直結)	100m	400m	
	i キッズプラザアスク新杉田園	300m	200m	500m	
公園	j 新杉田公園	600m	500m	800m	1



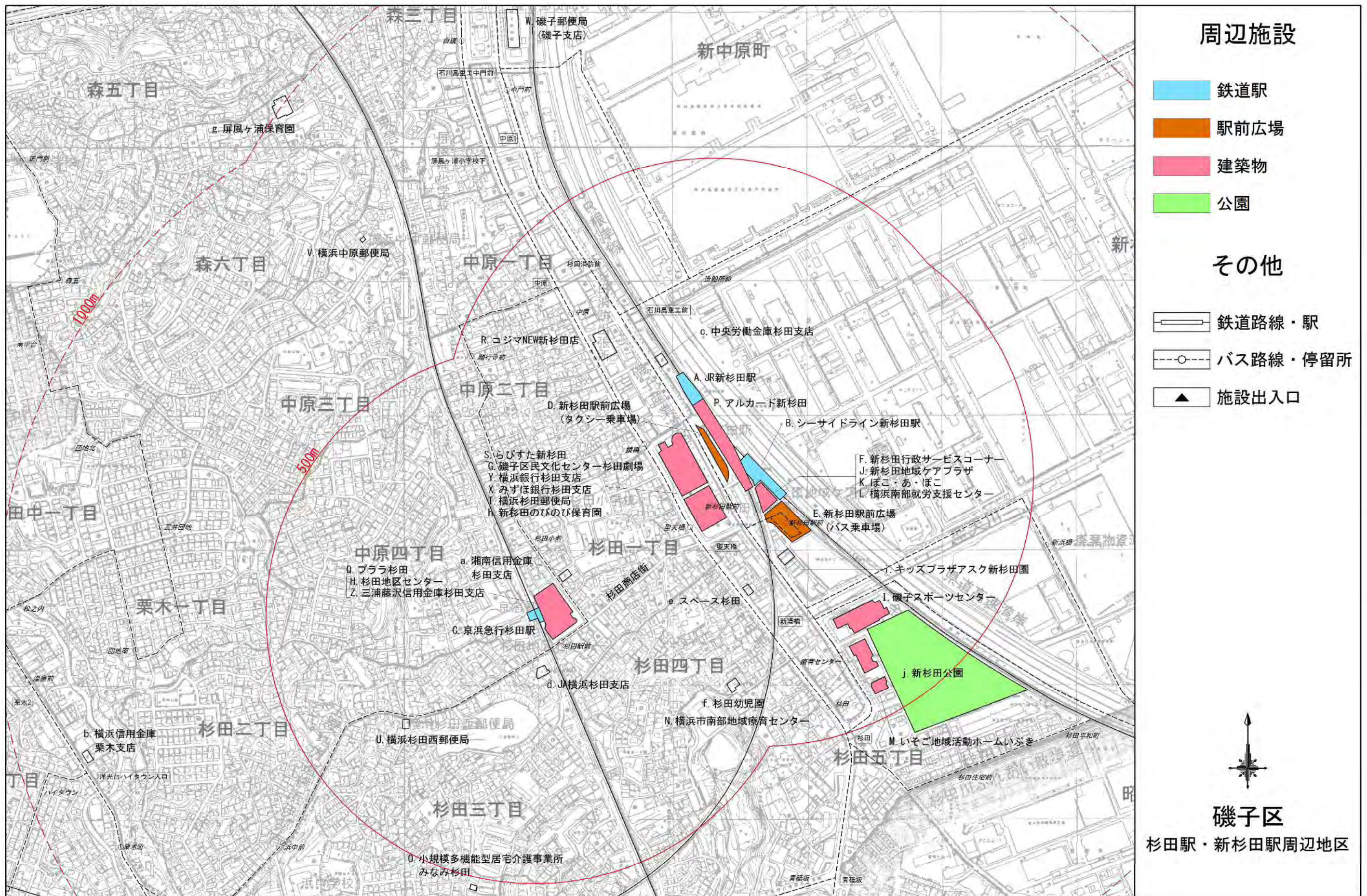


図 2-12 杉田駅・新杉田駅周辺の現況



### Ⅲ 重点整備地区の設定

#### 1. 生活関連施設の選定

バリアフリー法では、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義している。

これに基づき、横浜市では、本基本構想において、以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として設定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設である。(特別特定建築物等)
- ② ①の施設へ至る手段が、主に杉田駅または新杉田駅からの徒歩であること。
  - ・ 駅から半径 500m以内の施設
  - ・ 駅から主に徒歩で利用する施設

#### 2. 生活関連経路の選定

バリアフリー法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」と定義している。現状における地区内の歩行者の主要な動線や、歩道等の状況を参考にし、鉄道駅と高齢者、障害者等が利用する生活関連施設との間で、高齢者、障害者等の円滑な移動のために確保されるべき経路を生活関連経路と設定した。

#### 3. 重点整備地区の範囲設定

重点整備地区とは以下の要件を満たす地区をいう。

- ・ 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区
  - ・ 生活関連施設が3以上所在する地区
  - ・ 当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
  - ・ 重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区
- また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を表 3-1、図 3-1 に示す。

表 3-1 生活関連施設の一覧及び概要

下表に示す施設の概要のとおり、各施設が高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であり、かつ、その施設に至る手段が、主に杉田駅・新杉田駅からの徒歩であると見込まれる施設であることから、生活関連施設に選定する。

種別	番号	生活関連施設に選定した施設	施設の概要
旅客施設・駅前広場	1	JR 新杉田駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 日平均乗車人員が 37,105 人の特定旅客施設である。 (平成 24 年度)</li> <li>• 2 面 2 線の相対式ホームで高架式となっている。</li> <li>• 改札口及び券売機は 2 階にあり、駅構内にはエレベーター 2 基、エスカレーター 2 基、車いす対応トイレが設置されている。</li> <li>• アルカード新杉田(杉田ショッピングセンター)に直結している。</li> </ul>
	2	シーサイドライン 新杉田駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 日平均乗車人員が 16,207 人の特定旅客施設である。 (平成 24 年度)</li> <li>• 1 面 2 線の頭端式ホームでホームドアが設置されており、高架式となっている。</li> <li>• 設備は、エレベーター 1 基、エスカレーター 2 基、車いす対応トイレが設置されている。</li> <li>• 新杉田駅連絡通路が通じており、アルカード新杉田(新杉田ショッピングセンター)や新杉田地域ケアプラザ等が隣接している。</li> </ul>
	3	京浜急行杉田駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 日平均乗車人員が 16,738 人の特定旅客施設である。 (平成 24 年度)</li> <li>• 2 面 2 線の相対式ホームの地上駅である。</li> <li>• 設備は、エレベーター 3 基、エスカレーター 2 基、車いす対応トイレが設置されている。</li> <li>• プララ杉田(杉田駅東口再開発ビル)に直結している。</li> </ul>
	4	新杉田駅前広場 (タクシー乗降場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新杉田駅の駅前に設けられたタクシー乗降場及び一般車の停車場。 (JR 新杉田駅西口側)</li> <li>• アルカード新杉田(新杉田ショッピングセンター)が隣接している。</li> </ul>
	5	新杉田駅前広場 (バス乗降場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新杉田地域ケアプラザ等前に位置し、連絡通路を介して、JR 新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅に接続する。</li> </ul>
行政施設	6	新杉田行政 サービスコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種行政サービスに係わる窓口が設置されている。</li> </ul>
文化施設	7	磯子区民文化 センター 杉田劇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ホールをメインとしており、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、情報コーナー等を有した文化施設である。</li> <li>• 様々な公演やイベントを開催している。</li> <li>• らびすた新杉田の 4、5 階。</li> </ul>
	8	杉田地区センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会議室・和室・工芸室・料理室・プレイルーム、図書コーナー・娯楽コーナー、レクリエーションホール等を有した施設である。</li> <li>• 不特定多数対象の定期的又は一時的なイベント等の開催を行っている。</li> <li>• プララ杉田の 4 階。</li> </ul>
	9	磯子 スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3 種類の体育室、トレーニング室、ウエートリフティング室、相談室、及び研修室及びが備わっている施設である。</li> <li>• 様々なスポーツ教室・健康教室も開催している。</li> </ul>

種別	番号	生活関連施設に 選定した施設	施設の概要
福祉施設	10	横浜市新杉田 地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の誰もが地域で安心して生活できるように、福祉・保険サービスを身近な場所で総合的に提供する施設である。</li> <li>地域包括支援センター、地域活動交流事業、居宅介護支援事業、通所介護・介護予防通所介護を行っている。</li> </ul>
	11	「ぼこ・あ・ぼこ」 (障害福祉サービス 事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を対象とした日中活動サービスとして、就労移行支援事業、就労継続支援事業(B型)、自立訓練事業(生活訓練)を行っている。</li> </ul>
	12	横浜南部就労 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の方を対象とした就労に関する相談、就職に向けた支援、就職後の職場定着支援、障害者雇用に関する相談(事業主、企業向け)を行っている。</li> </ul>
	13	いそご地域活動 ホームいびき	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方が安心して暮らしていくことができるように、日中活動支援サービス、ショートステイ、一時ケア、相談、おもちゃ文庫、余暇活動、地域交流、ボランティア活動支援等を行う障害者地域活動ホーム。</li> </ul>
	14	横浜市南部地域 療育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害児、肢体不自由児療育を行っている通園施設である。</li> <li>指導室、集団指導室、相談室、診察室、検査室、訓練室、水治療室、母親研修室等が設置されている。</li> <li>集団生活や家庭生活において配慮の必要な児童(4、5歳児)のデイサービスを行う児童デイサービス事業所「はらっぱ」を併設している。少数ではあるが高齢者も利用している。診療も行っている。</li> </ul>
商業施設	15	アルカード新杉田 (JR新杉田ショッピン グセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>約20の店舗からなる駅直結の複合商業施設。</li> <li>店舗面積1,423㎡の施設であり、駐車場(収容台数17台)が設けられている。</li> </ul>
	16	プララ杉田 (杉田駅東口再開発ビル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>約50の店舗・医院からなる駅隣接の複合商業施設。</li> <li>店舗面積7,958㎡、駐車場(収容台数70台)が設けられている。</li> </ul>
	17	らびすた新杉田 (ショッピングモール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗・郵便局・銀行・医院等の複合商業施設。</li> <li>店舗面積3,980㎡、駐車場(収容台数180台可能：定期利用も含む)が設けられている。</li> </ul>
局郵便	18	横浜杉田郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、貯金、ATM、保険の窓口を持つ。</li> <li>らびすた新杉田の1階。</li> </ul>
銀行・ 信用金庫	19	みずほ銀行 新杉田支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設、預金・貯金、ローン、年金・保険、その他サービスを提供している。</li> <li>らびすた新杉田の1階。</li> </ul>
	20	横浜銀行 杉田支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設、預金・貯金、ローン、年金・保険、その他サービスを提供している。</li> <li>らびすた新杉田の1階。</li> </ul>
	21	三浦藤沢信用金庫 杉田支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設、預金・貯金、ローン、年金・保険、その他サービスを提供している。</li> <li>プララ杉田の1階。</li> </ul>
公園	22	新杉田公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積3.2haの地区公園である。</li> <li>磯子スポーツセンターに隣接し、園内には芝生広場、集合広場、テニスコート、野球場、ドッグラン(2面)、ジョギングコース(700m)が設置されている。</li> <li>テニスコート、野球場があり、レストハウス内には更衣室、ロッカーやシャワールームも完備されている。(有料)</li> </ul>



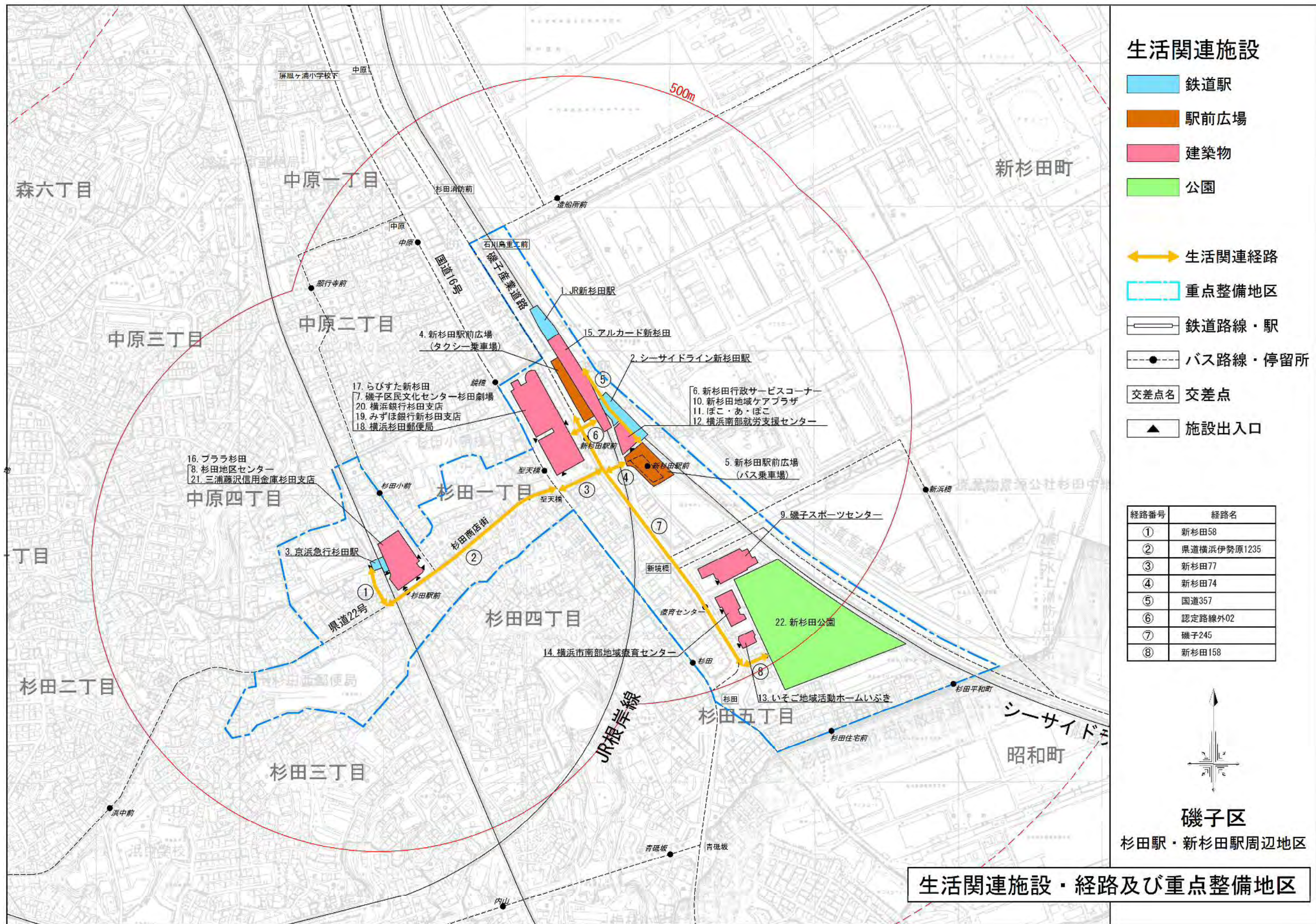


図 3-1 生活関連施設・経路 及び 重点整備地区



## Ⅳ 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題

重点整備地区における経路及び施設の、バリアフリーに関する主な課題を以下に示す。  
バリアフリーに関する課題の把握には、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。（詳細は資料編参照）

### (1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題

- ・ 階段の手すりが2段になっていない。
- ・ 階段の手すりに点字がない。
- ・ 鉄道駅間の乗り換えにおいて、エレベータを使用し  
てのルート(接続)が分かりづらい。



### (2) 道路等のバリアフリーに関する課題

- ・ 木の根で歩道が盛り上がり、不陸がある。
- ・ 横断歩道前の歩道に平坦部がない。
- ・ 放置駐車車の自転車やバイクが通行の妨げとなる。
- ・ 店舗のはみ出し看板が通行の妨げとなる。
- ・ 歩道に不陸があり、雨天時に水溜りができてしまう。
- ・ 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- ・ JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックが使用されていない。
- ・ 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックと車止めが近接している。



### (3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題

- ・ 音響式信号機を設置して欲しい。
- ・ 信号の歩行者青時間が短い。



### (4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題

- ・ 案内表示が分かりにくい。
- ・ 階段が雨天時に滑りやすい。
- ・ エレベータの位置が分かりにくい。



## V 杉田駅・新杉田駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

### V-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

杉田駅・新杉田駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

#### (1) 鉄道駅等のバリアフリー化

##### 【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

##### 【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

##### 【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。



- 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内\*の設置に努める。

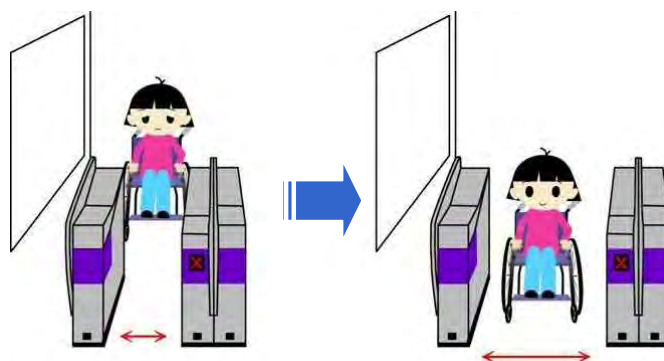
\*音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

#### 【使いやすい設備の整備】

- エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

#### 【プラットフォームにおける安全対策】

- プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。



(例：幅広の改札口の設置)

#### 【職員に対する適切な教育訓練】

- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

## (2) 道路等のバリアフリー化

- 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- 案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動等の推進により、安全な歩行空間を確保する。

なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

#### 【生活関連経路（A）】

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

#### 【生活関連経路（B）】

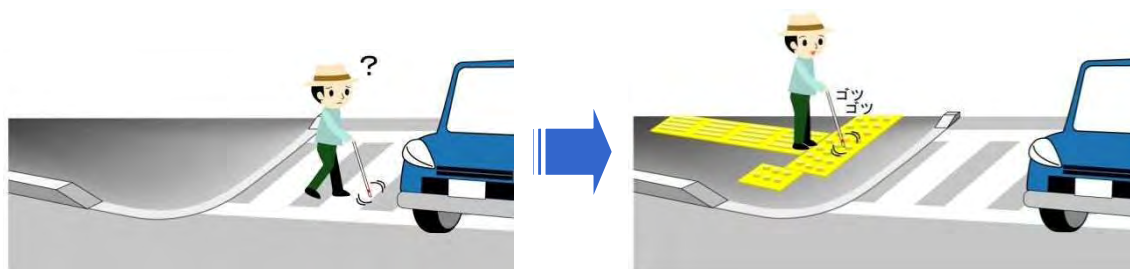
生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

#### ■生活関連経路の区分と整備目標

##### 生活関連経路

生活関連経路（A）：基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

生活関連経路（B）：可能な限り基準等に沿った整備を実施



（例：視覚障害者誘導用ブロックの敷設）

### (3) 建築物(生活関連施設)のバリアフリー化

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。



(例：出入口のスロープ敷設)

## V-2 特定事業

V-1「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」を本基本構想に位置づける。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ・公共交通特定事業 | ： 旅客施設等のバリアフリー化に関する事業 |
| ・道路特定事業   | ： 道路等のバリアフリー化に関する事業   |
| ・交通安全特定事業 | ： 音響式信号機の設置等に関する事業    |
| ・建築物特定事業  | ： 建築物のバリアフリー化に関する事業   |

各事業の事業実施箇所、事業内容は図 4-1 及び 36 頁以降に示すとおりである。

事業実施の目標時期は、原則として、基本構想策定から5年後の平成 30 年度とする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて実施」とする。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」に挙げられていない事業であっても、杉田駅・新杉田駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

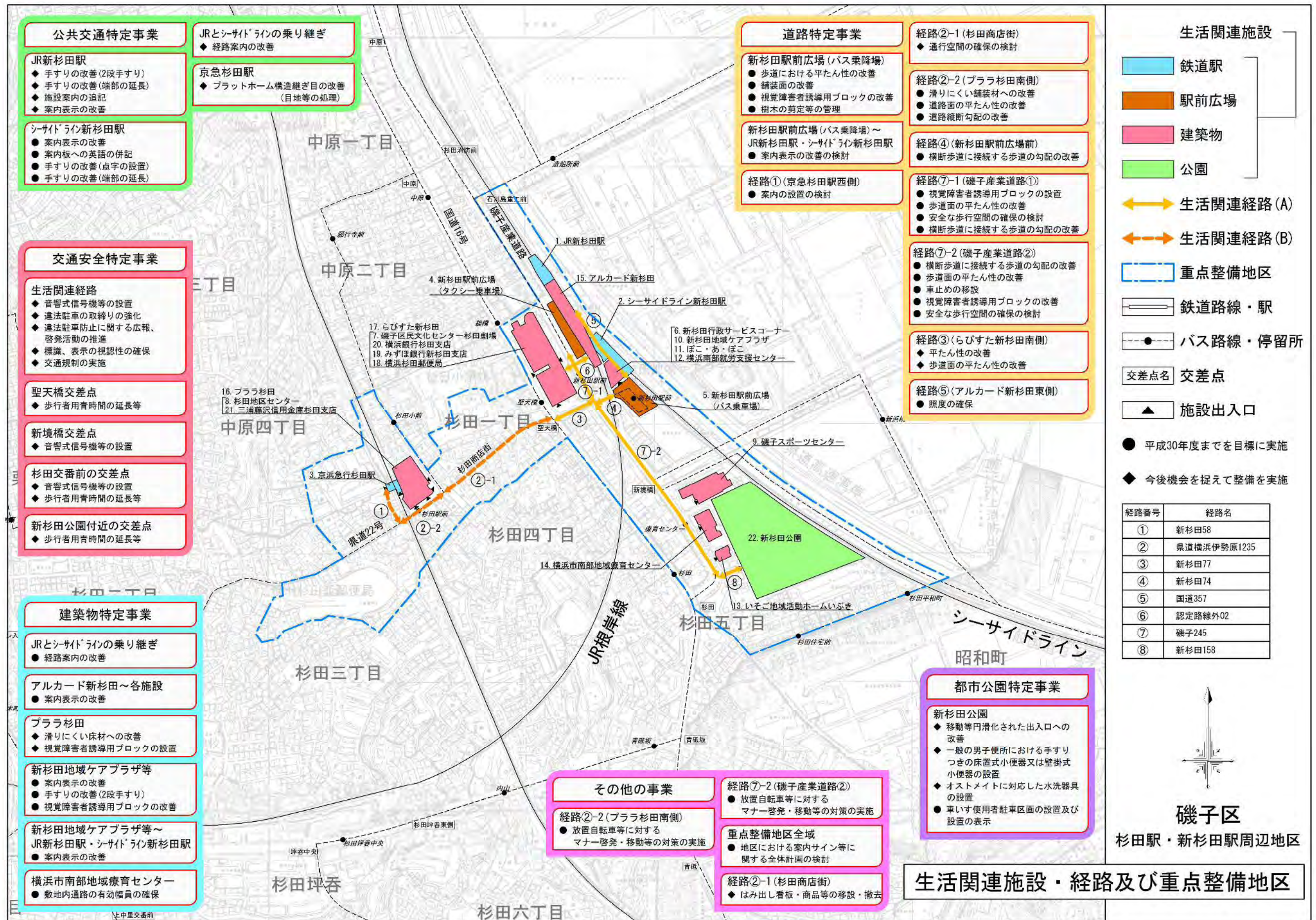
**【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】**

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 11 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準	平成 24 年 人にやさしい建築・住宅協議会

**【参考】**

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 25 年 10 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成 23 年 3 月 横浜市都市整備局





- ### 公共交通特定事業
- JR新杉田駅**
- ◆ 手すりの改善(2段手すり)
  - ◆ 手すりの改善(端部の延長)
  - ◆ 施設案内の追記
  - ◆ 案内表示の改善
- シーサイドライン新杉田駅**
- 案内表示の改善
  - 案内板への英語の併記
  - 手すりの改善(点字の設置)
  - 手すりの改善(端部の延長)

- JRとシーサイドラインの乗り継ぎ**
- ◆ 経路案内の改善
- 京急杉田駅**
- ◆ プラットホーム構造継ぎ目の改善(目地等の処理)

- ### 交通安全特定事業
- 生活関連経路**
- ◆ 音響式信号機等の設置
  - ◆ 違法駐車取締りの強化
  - ◆ 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - ◆ 標識、表示の視認性の確保
  - ◆ 交通規制の実施
- 聖天橋交差点**
- ◆ 歩行者用青時間の延長等
- 新境橋交差点**
- ◆ 音響式信号機等の設置
- 杉田交番前の交差点**
- ◆ 音響式信号機等の設置
  - ◆ 歩行者用青時間の延長等
- 新杉田公園付近の交差点**
- ◆ 歩行者用青時間の延長等

- ### 建築物特定事業
- JRとシーサイドラインの乗り継ぎ**
- 経路案内の改善
- アルカード新杉田～各施設**
- 案内表示の改善
- ブララ杉田**
- ◆ 滑りにくい床材への改善
  - ◆ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 新杉田地域ケアプラザ等**
- 案内表示の改善
  - 手すりの改善(2段手すり)
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 新杉田地域ケアプラザ等～JR新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅**
- 案内表示の改善
- 横浜市南部地域療育センター**
- 敷地内通路の有効幅員の確保

- ### 道路特定事業
- 新杉田駅前広場(バス乗降場)**
- 歩道における平坦性の改善
  - 舗装面の改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 樹木の剪定等の管理
- 新杉田駅前広場(バス乗降場)～JR新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅**
- 案内表示の改善の検討
- 経路①(京急杉田駅西側)**
- 案内の設置の検討

- 経路②-1(杉田商店街)**
- ◆ 通行空間の確保の検討
- 経路②-2(ブララ杉田南側)**
- 滑りにくい舗装材への改善
  - 道路面の平坦性の改善
  - 道路縦断勾配の改善
- 経路④(新杉田駅前広場前)**
- 横断歩道に接続する歩道の勾配の改善
- 経路⑦-1(磯子産業道路①)**
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
  - 歩道面の平坦性の改善
  - 安全な歩行空間の確保の検討
  - 横断歩道に接続する歩道の勾配の改善
- 経路⑦-2(磯子産業道路②)**
- 横断歩道に接続する歩道の勾配の改善
  - 歩道面の平坦性の改善
  - 車止めの移設
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 安全な歩行空間の確保の検討
- 経路③(らびすた新杉田南側)**
- ◆ 平坦性の改善
  - ◆ 歩道面の平坦性の改善
- 経路⑤(アルカード新杉田東側)**
- 照度の確保

- ### その他の事業
- 経路⑦-2(磯子産業道路②)**
- 放置自転車等に対するマナー啓発・移動等の対策の実施
- 重点整備地区全域**
- 地区における案内サイン等に関する全体計画の検討
- 経路②-1(杉田商店街)**
- ◆ はみ出し看板・商品等の移設・撤去

- ### 都市公園特定事業
- 新杉田公園**
- ◆ 移動等円滑化された出入口への改善
  - ◆ 一般の男子便所における手すり付きの床置き小便器又は壁掛式小便器の設置
  - ◆ オストメイトに対応した水洗器具の設置
  - 車いす使用者駐車区画の設置及び設置の表示

### 生活関連施設

- 鉄道駅
- 駅前広場
- 建築物
- 公園
- ⇄ 生活関連経路(A)
- ⇄ 生活関連経路(B)
- 重点整備地区
- 鉄道路線・駅
- バス路線・停留所
- 交差点名 交差点
- ▲ 施設出入口
- 平成30年度までを目標に実施
- ◆ 今後機会を捉えて整備を実施

経路番号	経路名
①	新杉田58
②	国道横浜伊勢原1235
③	新杉田77
④	新杉田74
⑤	国道357
⑥	認定路線外02
⑦	磯子245
⑧	新杉田158

磯子区  
杉田駅・新杉田駅周辺地区

### 生活関連施設・経路及び重点整備地区

図 4-1 特定事業



## (1) 公共交通特定事業

### 1-1) 東日本旅客鉄道株式会社

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
JR 新杉田駅						
階段						
1	手すりの改善 (2段手すり)		○		1-2	2-1-3
2	手すりの改善 (端部の延長)		○		1-3	2-1-4
案内情報						
3	施設案内の追記		○		1-10	2-1-18
4	案内表示の改善		○		1-12	2-1-21

### 1-2) 株式会社横浜シーサイドライン

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
シーサイドライン新杉田駅						
案内情報						
1	案内表示の改善	○			2-3	2-2-21
2	案内板への英語の 併記	○			2-12	2-2-24
階段						
3	手すりの改善 (点字の設置) (端部の延長)	○			2-6	2-2-8
JR とシーサイドラインの乗り継ぎ						
案内情報						
4	経路案内の改善		○		5-3	2-5-3

1-3) 京浜急行電鉄株式会社

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備 を実施	備 考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
京急杉田駅						
ホーム						
1	プラットホーム構 造継目の改善 (目地等の処理)		○		3-5	1-3-6



## (2) 道路特定事業

### 2-1) 横浜市(道路局、磯子区)

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備 を実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>新杉田駅前広場(バス乗降場)</b>						
1	歩道面の平坦性の改善	○			4-3	3-4-1
2	舗装面の改善	○			4-6	3-4-5
3	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○			4-4	3-4-3
					4-5	3-4-4
4	樹木の剪定の管理	○			4-10	3-4-9
					4-11	3-4-10
<b>新杉田駅前広場(バス乗降場)～JR新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅</b>						
5	案内表示の改善の検討	○		案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する。	7-1	2-4-2
<b>経路① (京急杉田駅西側)</b>						
6	案内の設置の検討	○		案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立て、設置位置・表示内容等を検討の上、必要に応じて設置・改善する。	9-1	1-9-1
<b>経路②-1 (杉田商店街)</b>						
7	通行空間の確保の検討		○		10-8	1-10-11
					10-10	1-10-13
					10-14	1-10-17
					10-16	1-10-19
					10-18	1-10-21
					10-20	1-10-24
					10-21	1-10-25

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備 を実施	備 考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>経路②-2 (プララ杉田南側)</b>						
8	滑りにくい舗装材 の改善	○		隣接管理者と調整が必 要	28-3	1-28-3
9	道路面の平たん性 の改善	○			10-4	1-10-4
10	道路縦断勾配の改 善	○			10-7	1-10-10
11	平たん性の改善	○			10-17	1-10-20
<b>経路④ (新杉田駅前広場前)</b>						
12	横断歩道に接続す る歩道の勾配の改 善	○			13-1	3-13-1
<b>経路⑦-1 (磯子産業道路①)</b>						
13	視覚障害者誘導用 ブロックの設置	○			16-1	1-16-2
					16-4	2-16-3
14	歩道面の平たん性 の改善	○			16-2	2-16-1
15	安全な歩行空間の 確保の検討	○			16-5	2-16-4
16	横断歩道に接続す る歩道の勾配の改 善	○			16-6	3-16-1
<b>経路⑦-2 (磯子産業道路②)</b>						
17	横断歩道に接続す る歩道の勾配の改 善	○			17-1	3-17-1
18	歩道面の平たん性 の改善	○			17-3	3-17-3
					17-4	3-17-4
					17-5	3-17-5
19	車止めの移設	○			17-6	3-17-6
20	視覚障害者誘導用 ブロックの改善	○			17-10	3-17-9
					17-11	3-17-10
21	安全な歩行空間の 確保の検討	○			17-12	3-17-13
					17-13	3-17-14

2-2) 国土交通省

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備 考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
経路③ (らびすた新杉田南側)						
1	平たん性の改善		○		12-1	1-19-1
2	歩道面の平たん性の改善		○		12-2	1-19-3
経路⑤ (アルカード新杉田東側)						
3	照度の確保	○		シーサイドライン管理者との調整が必要	14-1	2-14-1

### (3) 交通安全特定事業

#### 3-1) 神奈川県公安委員会

事業 No.	事業内容	平成 30 年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備 考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>生活関連経路</b>						
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音響式信号機等の設置</li> <li>・違法駐車取締まりの強化</li> <li>・違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進</li> <li>・標識、表示の視認性の確保</li> <li>・交通規制の実施</li> </ul>		○			
<b>聖天橋交差点</b>						
2	歩行者用青時間の延長等		○		21-1	1-21-1
<b>新境橋交差点</b>						
3	音響式信号機等の設置		○		23-1	3-23-1
<b>杉田交番前の交差点</b>						
4	音響式信号機等の設置		○		24-1	1-24-2 3-24-4 3-24-5
					24-5	3-24-2
5	歩行者用青時間の延長等		○		24-2	1-24-1 2-24-1
					24-4	3-24-1
					24-6	3-24-3
<b>新杉田公園付近の交差点</b>						
6	歩行者用青時間の延長等		○		25-1	3-25-1

#### (4) 建築物特定事業

##### 4-1) 株式会社ジェイアール東日本都市開発

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>JRとシーサイドラインの乗り継ぎ</b>						
1	経路案内の改善	○			5-1	2-5-1
					5-2	2-5-2
					5-3	2-5-3
					-	-
					5-4	4-5-1
<b>アルカード新杉田～各施設</b>						
2	案内表示の改善	○			32-1	2-27-2
					33-1	2-27-3
					34-1	2-27-5

##### 4-2) プララ都市開発株式会社

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>プララ杉田</b>						
1	滑りにくい床材への改善		○	前面道路の道路管理者と調整が必要	28-2	1-28-2
					28-3	1-28-3
2	視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		28-4	

##### 4-3) 横浜市（健康福祉局、磯子区）

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>新杉田地域ケアプラザ等</b>						
1	案内表示の改善	○			30-1	2-30-1
2	手すりの改善 (2段てすり)	○			30-2	2-30-4
3	視覚障害者誘導用 ブロックの改善	○			4-7	3-4-6
<b>新杉田地域ケアプラザ等～JR 新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅</b>						
4	案内表示の改善	○			35-1	2-30-2
					35-2	2-30-3

##### 4-4) 横浜市（こども青少年局）

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>横浜市南部地域療育センター</b>						
1	敷地内通路の有効 幅員の確保	○				

**(5) 都市公園特定事業**

## 5-1) 横浜市(環境創造局)

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
新杉田公園						
1	移動等円滑化され た出入口への改善		○			
2	一般の男子便所 における手すりつき の床置式小便器又 は壁掛式小便器の 設置		○			
3	オストメイトに対 応した水洗器具の 設置		○			
4	車いす使用者駐車 区画の設置及び設 置の表示	○				

## (6) その他の事業

### 6-1) 横浜市（磯子区、道路局）

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>経路②-2 (プララ杉田南側)</b>						
1	放置自転車等に対するマナー啓発・移動等の対策の実施	○			11-4	1-11-1
					11-5	1-11-2
					11-6	1-11-3
					11-7	1-11-4
					11-8	4-11-1
<b>経路⑦-2 (磯子産業道路②)</b>						
2	放置自転車等に対するマナー啓発・移動等の対策の実施	○			17-9	3-17-12

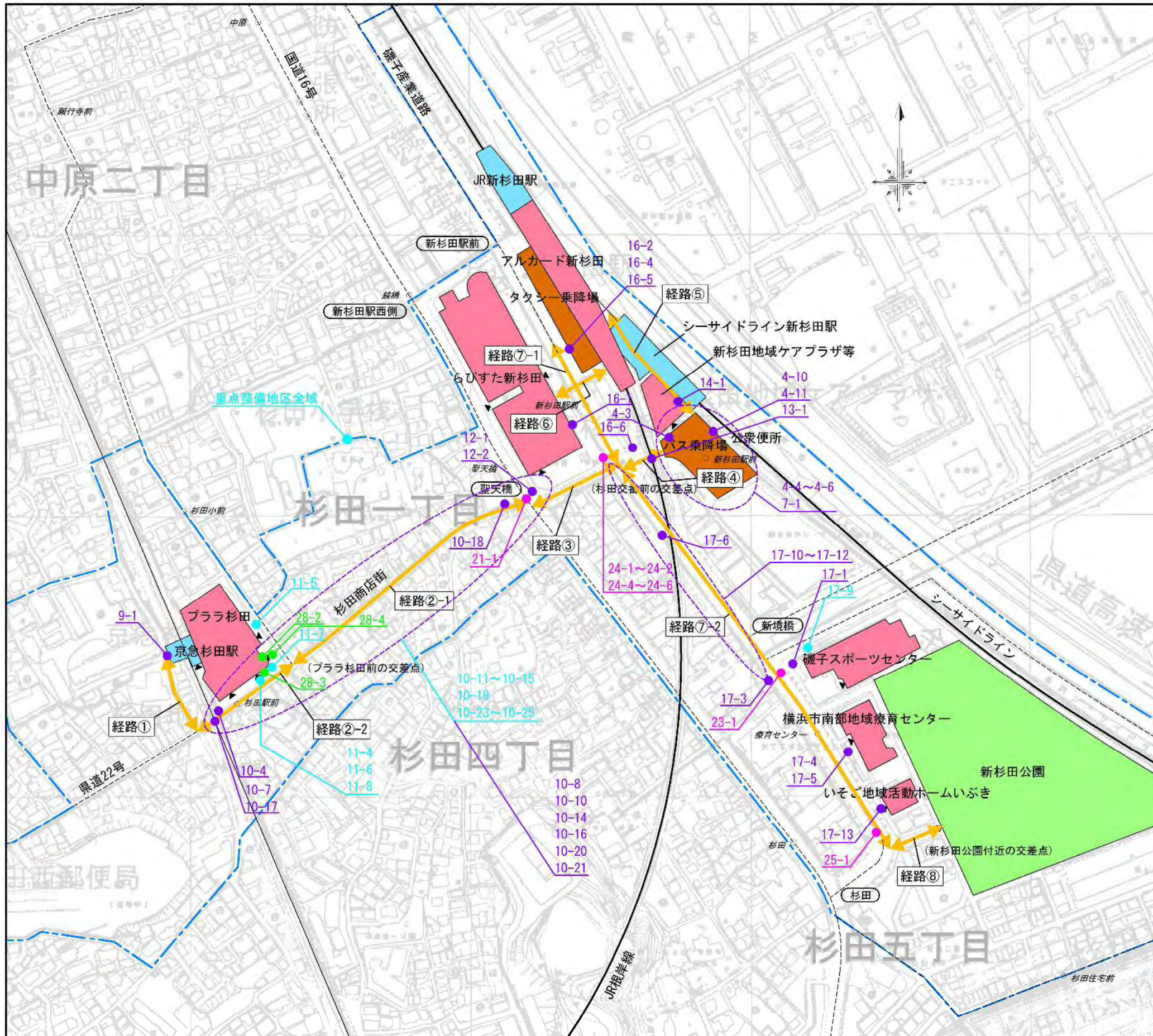
### 6-2) 横浜市（磯子区）

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>重点整備地区全域</b>						
1	地区における案内サイン等に関する全体計画の検討	○		案内サイン等に関しては、関係する事業者とともに案内サイン等整備に関する全体計画を立てる必要がある		

### 6-3) 杉田商店街

事業 No.	事業内容	平成30年度 までを 目標に実施	今後機会を 捉えて整備を 実施	備考	位置図 No.	該当意見 No. (資料編参照)
<b>経路②-1 (杉田商店街)</b>						
1	はみ出し看板・商品等の移設・撤去		○		10-11	1-10-14
					10-12	1-10-15
					10-13	1-10-16
					10-14	1-10-17
					10-15	1-10-18
					10-19	1-10-23
					10-23	4-10-2
					10-24	4-10-3
	10-25	4-10-6				





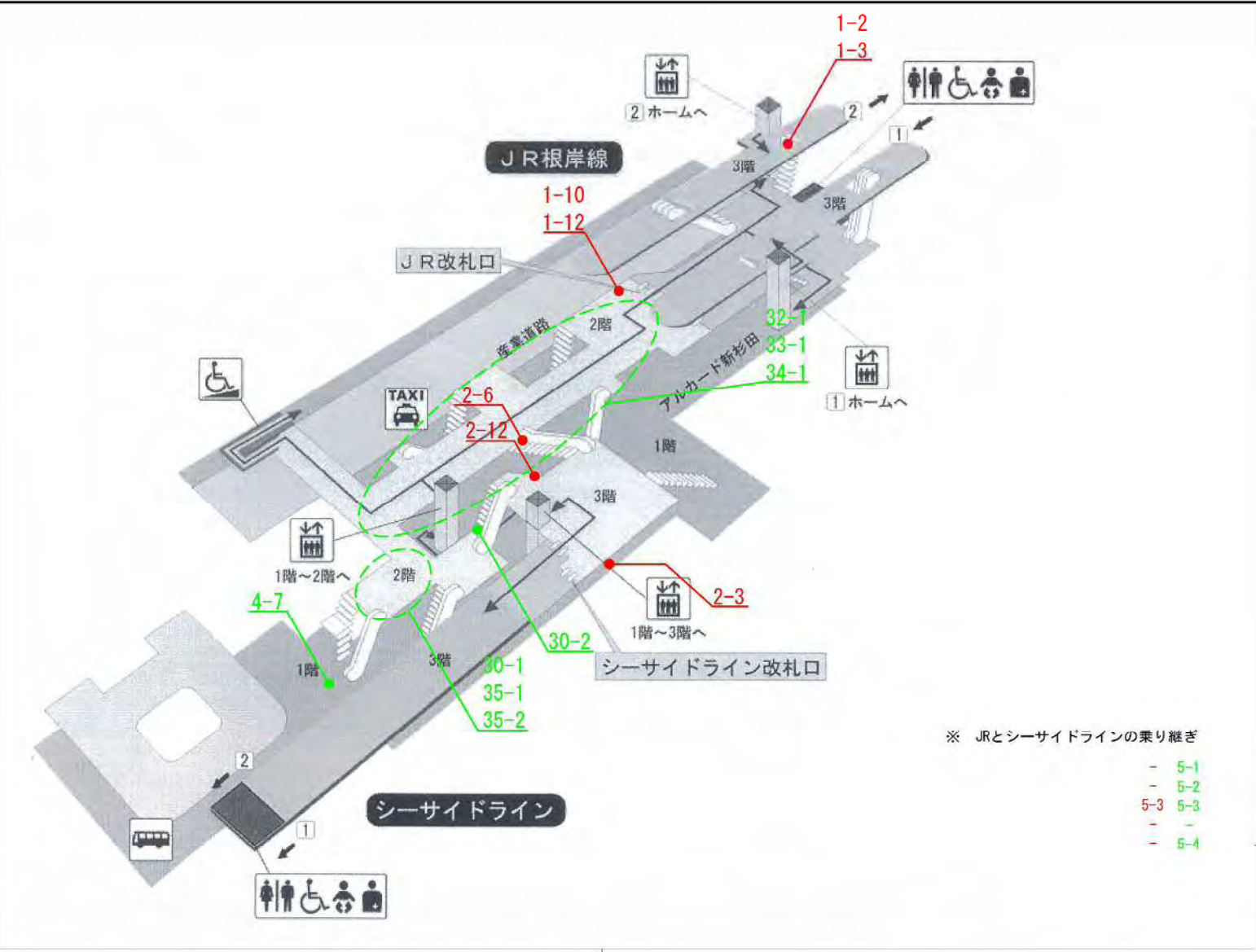
公共交通・道路・交通安全・  
建築物・その他に関する課題

- 00-0 公共交通に関する主な課題
- 00-0 道路に関する主な課題
- 00-0 交通安全に関する主な課題
- 00-0 建築物に関する主な課題
- 00-0 その他の主な課題

- 鉄道駅
  - 駅前広場
  - 建築物
  - 公園
  - 生活関連経路
  - 重点整備地区
  - 鉄道路線・駅
  - バス路線・停留所
  - 交差点
  - 施設出入口
- 生活関連施設

磯子区  
杉田駅・新杉田駅周辺地区

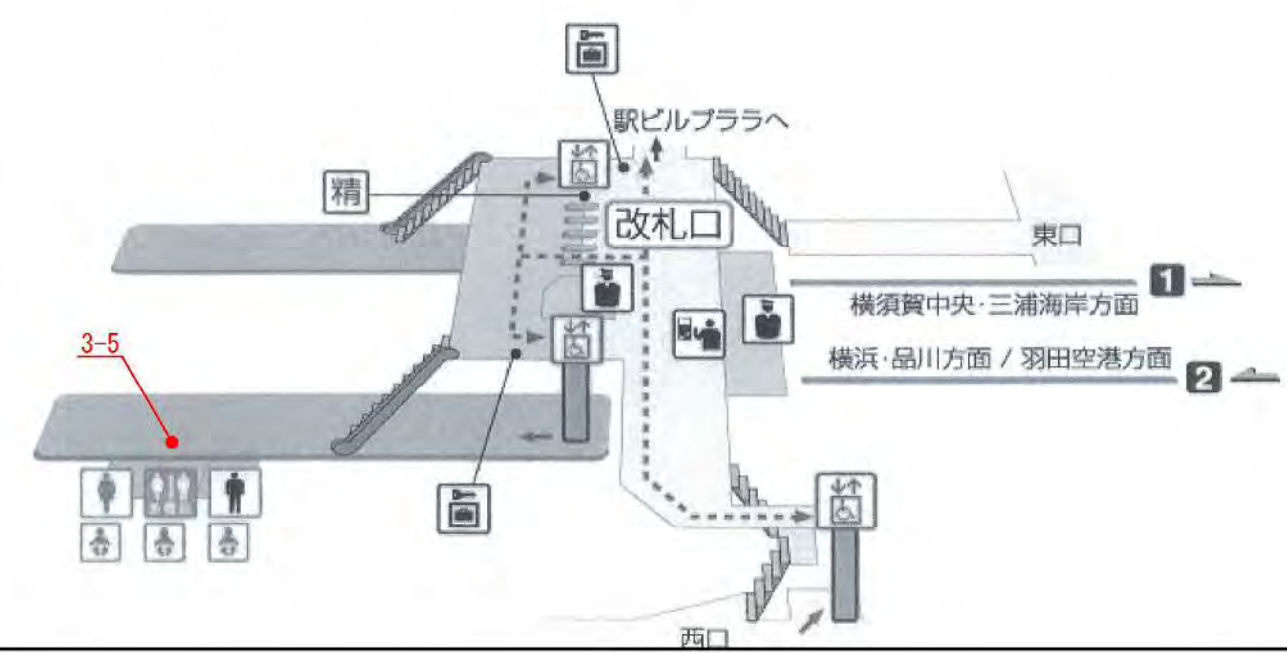




公共交通・建築物に関する課題

- 00-0 公共交通に関する主な課題
  - 00-0 道路に関する主な課題
  - 00-0 交通安全に関する主な課題
- 00-0 建築物に関する主な課題
  - 00-0 その他の主な課題

京浜急行杉田駅  
構内図



磯子区  
杉田駅・新杉田駅周辺地区

## V-3 その他配慮を要する事項

### (1) 新境橋交差点のバリアフリー化について

新杉田駅から横浜市南部地域療育センター、新杉田公園等を結ぶ磯子産業道路にある新境橋交差点においては、東側に横断歩道橋があるが、西側の歩道を生活関連経路としている。

同歩道橋は、スロープの勾配が急であるなど、現行のバリアフリー基準に適合しておらず、かつ、バリアフリーの改善に必要なスペースがなく、歩道橋のバリアフリー化は非常に困難な状況である。

このため、将来、架替え等の大規模な改修等を行う際、当該交差点のバリアフリー対策について検討していくこととし、当面は案内サインの設置等により、適切な誘導を行っていくことが必要である。

### (2) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要がある、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

### (3) 横断歩道の安全対策について

聖天橋交差点や新境橋交差点の横断歩道は横断距離が長いため、横浜市バリアフリー検討協議会杉田駅・新杉田駅周辺地区部会において安全性の向上を求める意見があった。

このため、本基本構想では、「音響式信号機等の設置」、「歩行者青時間の延長等」を交通安全特定事業として定めたが、視覚障害者の安全性及び利便性をさらに向上させるため、エスコートゾーン等の整備について引き続き検討が必要である。

## VI 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

### (1) 特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### (2) 事業の進捗管理及び事業の評価について

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

### (3) 進捗状況及び事業内容の広報について

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

### (4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。